

「有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令及び放送法施行規則の一部を改正する省令案等についての意見募集」

に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

(意見募集期間:平成 30 年 10 月 20 日(土)から同年 11 月 19 日(月)まで)

【意見提出 1件】

対象 法令	該当 箇所	提出された意見(要約)	総務省の考え方	修正の 有無
全体		<p>(1)「IP 放送方式」での「デジタル有線テレビジョン放送」に統合を実施する事で、付加価値が高く成り、無駄を削ぎ落とす事で効率性が上がり、生産性が上がると思いますので、賛成です。</p> <p>(2)「IP 放送方式」では技術的に、以下の対策が必要と考えられます。</p> <p>(ア)回線の混雑時における送受信時の対策</p> <p>(イ)サイバー攻撃に関するサイバーセキュリティー対策</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本改正案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>また、いただいた御意見は、今後の検討の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、本改正案に回線混雑時等で放送の品質を確保できるよう優先制御等の措置を講ずることを規定しております。</p>	無